

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社リカバリー

【目的】

この指針は障害者の虐待防止、指定基準の遵守とともに、身体拘束の廃止に努め、緊急やむを得ない場合には慎重な手続きに沿って実施することで、利用者の尊厳及び安全を守ることを目的とする。

【身体拘束とは】

身体拘束とは、介護者が利用者の身体の自由を意図的に拘束することであり、以下のような事例をさす。

- ・徘徊しないように車いすやベッドに縛り付ける
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
- ・行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

【身体拘束に対する基本的考え方】

リハビリでは身体拘束について以下の基本的考え方を参照に行う。

- （１） 身体拘束は利用者の自由を制限することであり、利用者の人権を守るために基本的には行わないということを原則とする。
- （２） 身体拘束には多くの弊害があり、拘束に起因する事故などの発生確率が高くなる。また、本人及び家族に不安、怒り、屈辱感、諦念といった精神的弊害を与えることにもなりかねない。引いては施設と本人・家族との信頼関係も崩れることとなる。職員は支援のプロとして、身体拘束に至らないようにするための支援の方策を常に探求し続けることが重要となる。
- （３） 安易な身体拘束は職員自身の士気の低下を招き、施設への社会的な不信、偏見を引き起こす恐れがある。身体拘束は社会的にも大きな問題を孕んでいると認識し、職員はことの重大性について十分に理解しなければならない。

【身体拘束廃止に向けて】

身体拘束廃止に向けて事業所全体として、以下の取り組みを行っていく。

- （１） 身体拘束廃止の基本方針を策定

事業所として身体拘束廃止の基本方針を策定し、職員全員、利用者、保護者への周知を徹底する。

（２）身体拘束廃止委員会の設置

身体拘束の廃止に向けた取り組みを推進するために、身体拘束廃止委員会を設置する。

① 身体拘束廃止委員会の取り組み内容

- ・身体拘束廃止に向けた取り組みに関すること
- ・身体拘束に関する相談及び苦情に関すること
- ・その他身体拘束に廃止に向けて必要と認められる環境の整備等の事項に関すること
- ・身体拘束廃止に向けた職員の指導、研修等に関すること

② 委員会の構成員

- ・施設長、児童指導員、看護師、機能訓練担当職員
- ・その他、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者

（３）身体拘束等の適正化に向けた実施体制の整備

身体拘束等が適切に実施される体制を整備するために、権利擁護・虐待防止等に関する職員研修を実施し、職員の意識向上を図る。また、施錠やクールダウンの方法、安全確保の対応等について、職員間での意思統一を行う。

（４）事故予防への積極的な取組み（リスクマネジメント）

- ・問題行動や事故の誘発要因（生活パターン、心身状態、障害特性、環境、支援方法等）を継続的に探り、予測的に対応する
- ・事故の起きない環境を整備し、柔軟な連携体制を確保する
- ・代替手段の先駆事例の収集と支援への活用
- ・事故報告およびヒヤリハットの記録整備（原因分析と再発防止策の検討）と再発防止への活用

【やむを得ず身体拘束を実施する場合の手続き】

１．契約時における説明等

契約時に、当事業所で行う可能性のある身体拘束等について、保護者に事前説明を行う。また、利用者についての状況、保護者のニーズ等を面談などで詳細に確認し、正しいアセスメントの実施に努める。

２．身体拘束についての話し合いの実施

身体拘束の必要性を判断するために施設長、児童発達管理責任者、保育士、指導員、看護師等が集まり、話し合いを実施し検討を経て施設全体としての組織的判断として決定する。検討内容は検討記録に記載する。

（１）話し合いの開催時期

- ・月一ミーティング時に必要に応じて行う

- ・新規利用者の利用開始前に個別支援計画や支援方法の確認と合わせて行う
- ・緊急時に必要と思われる場合
 - ①叩く、噛むといった他害などの問題行動による周囲への迷惑行為
 - ②経管・胃ろうチューブの抜去などの危険な行為
 - ③かきむしりや体をたたき続けるなどの自傷行為

(2) 検討内容

- ・事故防止に対する分析・改善策
- ・事故が発生した場合のリスク及び身体拘束が及ぼす本人や家族への損害
- ・下記の3つの要件全てを満たす状態であるかの確認
- ・身体拘束の方法、頻度、期間、軽減策等

切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護・支援方法がない
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である

慎重検討の結果「やむを得ない場合」であると判断された場合、施設長の指示に基づき下記の手順に進む。

3. 保護者への説明を行い、同意書に署名捺印を求める

保護者に連絡をし、身体拘束について面談を行う。その際、児童発達管理責任者が身体拘束について詳細な説明をする。保護者の十分な理解と同意を得てから、同意書に署名捺印をしていただく。同意書は2部作成し、1部は施設保管、もう一部はご自宅控えとしてお渡しする。

4. 身体拘束実施記録に記載する

実際に身体拘束を行う場合、様態、時間、心身状況等を記録用紙に記載する。また、帰りの送迎時に保護者に報告をし、身体拘束実施記録に捺印して頂く。

5. 身体拘束解除を目的に継続的に話し合いを行う

身体拘束が行われている場合は、その解除、廃止することを目標に月に一度、話し合い支援方法などを検討する。